

第4期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメント実施結果について

横浜市では、第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。市民の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただき、ありがとうございました。

実施結果と提出された意見への対応の考え方をまとめましたので公表いたします。

1 実施概要

(1) 実施期間

平成30年5月28日(月)から6月29日(金)まで

(2) 周知方法 素案冊子 6,364部、概要版 11,073部

ア 素案冊子の配布 計 297か所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

イ 関係団体等への説明 計 72か所

横浜市町内会連合会(区町内会連合会)、横浜市民生委員児童委員協議会(区民生委員児童委員協議会)、区社会福祉協議会会長会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員区会長会、横浜市小・中学校長会等

ウ 横浜市ホームページ、市社協ホームページ、広報よこはま6月号への掲載等

2 実施結果

(1) 意見総数

総計 172件(個人52人)からの意見 100件、関係会議等での意見 72件)

(2) 個人からの意見提出方法

郵送 23人、電子メール 27人、FAX 0人、その他 2人

(3) 計画(素案)項目別意見数(総計 172件)

項目	意見数
計画全体に関すること	24件
第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって	18件
第2章 推進のための取組	118件
第2章全体に関すること	(11件)
推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	(35件)
推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	(46件)
推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	(26件)
その他(パブリックコメントの実施方法等に関すること)	12件

(4) 提出された意見への対応の考え方(総計 172件)

項目	意見数
(1) ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	18件
(2) ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	40件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	77件
(4) その他(質問・感想等)	37件

3 いただいたご意見及び対応の考え方

市民の皆様からいただいたご意見と対応の考え方及び原案策定に際しての分類を掲載しています。ご意見は内容により分類しているほか、横浜市パブリックコメント実施要項・運用指針に基づき、要約等を行っている場合があります。

(1) 計画全体に関すること

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
1	概要版にルビが振られています、内容自体が難しいため、平易な表現にした方がいい。	①	概要版を作成する際には、できるだけやさしい表現に努めます。難しい用語については、注釈を入れる等工夫します。
2	全ての漢字にフリガナがあるので子どもや外国人も対象とした募集と思われそうですが、言葉が難しすぎて理解困難です。易しい表現に改めるとよいと思います。 例) 柱1: 拡充、重層的、構築、醸成、促進 柱2: 権利擁護、成年後見人、施策(しさく→「せさく」ではないか 柱3: 市民・主体→「市民主体」ではないか	①	概要版を作成する際には、できるだけやさしい表現に努めます。難しい用語については、注釈を入れる等工夫します。
3	行政・社会福祉協議会ともしっかりと取り組んでいただきたい。関係者は分かっているのですが、専門用語や、難しい単語で意味が解らないものもありますが、用語集のようなものはないのでしょうか？	①	専門用語等の難しい用語については、資料編で用語集を加えました。
4	第4期計画の内容は、第3期までの内容を継続しているのか、全く新しいものが多いのか。第3期までの計画の評価はどうなっているのか。書いてあることは非常に良いが具体性がなく、これまで何ができていて、第4期で何をしていくのかが分かりづらい。	①	計画原案に第3期市計画評価結果を記載しました。評価結果を踏まえて第4期市計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
5	元号が変わるので“平成31年度～35年度”は不適切です。西暦に改めてはどうでしょうか。和暦は生年月日や歴史等過去のことを示す場合のみとするようご検討下さい。	①	年の記載方法については、西暦と和暦を必要に応じて併記するなど工夫しました。
6	これから大変な時代になる中、住民同士、力を合わせたりして活動しなければいけないことが伝わりました。私も微力ながら、何かできることをお手伝いしていこうと思います。	②	計画の内容にご理解いただきありがとうございます。今後も計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
7	高齢者だけでなく、子供や子育て世代も、障害児者たちも、だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせるための取り組みを進める、、、これはとてもよい目的だと思います。子育て中でも、復職するために保育園探しを早くからして、地域と結びつく時間がない、子どもの成長を見守る時間がないという人もいます。一方、子どもたちを家庭で育てたいと、一人で頑張る人もいます。地域も、高齢者や引きこもりの支援で、人が足りなくても、担う人の数が少なく、支え手の高齢化が進んでいるようです。	②	計画の基本理念にご理解いただきありがとうございます。身近な地域で活動する担い手の確保に向けて、計画に記載した取組を着実に進めていきます。
	仕事をする日本人が足りないと、労働人口を増やすように、復職を促すのは本末転倒だと思う。また、もっと、現実的な、上から下への投げでなく、身近な地域で活動できる人がふえるよう、制度や仕組み、助成金も含め、検討してほしい。保健師やケアプラザのスタッフも人が足りなかったり、仕事量が多く、地域とのかかわりも華やかな部分だけ、取り上げられ、残りは切り捨てられてしまう。新しい制度は商用されるのではなく、その地域に生きている人たちの想いや悩みがつけられるような仕組みづくりを望みます。(企業が入ってくるということではない。企業はあくまでもアドバイザー的に)		

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(1) 計画全体に関すること

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
8	<p>第4期の素案を読んで最初に感じたことは、市・市社協・地域ケアプラザの行動指針、行動計画のように読むことができる、ということ。区計画、地区別計画を下支えする市計画としての位置づけは理解できますが、地域福祉保健計画は、市・市社協・地域ケアプラザだけが主体なのではなく、住民が関係機関と連携し、主体となって進める計画です。連合町内会や地区社協についてよく知らない市民でも、自分らしく、主体的に活動ができるように、敷居の低い、わかりやすい計画の見せ方が必要と考えます。</p> <p>全ての市民が暮らしの中の困り事や疑問に気づき、それを周囲に伝え、さらには地域や周囲の人々の課題を自分ごととして考えるには、市民と地域社会との関係を耕すための活動実践とそれなりの時間、計画を進める側の明確なコンセプトを持った発信力が必要です。</p>	②	<p>計画に位置付けた取組を進めていく上では、行政・社協・地域ケアプラザだけではなく、市民の皆様とともに取り組んでいくことが重要だと認識しており、第1章5(5)「市民の皆様とともに取り組んでいくこと」に記載しています。</p> <p>計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。</p>
9	<p>市民活動が活発な横浜において、次の5年は、行政機関と新たな「民」の力(企業、NPO、社会福祉法人等)との緩やかな連携、継続性のある柔軟な活動ができる仕組みを作ることが必要です。</p> <p>新たな仕組みを作る上で忘れてはいけないのは、市民の暮らしの中で、真のニーズを捉えられる「受信力」だと思います。それは、日頃から協働で地域活動に取り組むことから、ニーズを肌で実感し、やがて、地域の中でそれに対応できるコーディネーターの役割を果たせる人材が育ち合うことにつながると考えています。</p> <p>国がすすめる「地域共生社会」は仕掛けていくよりも、むしろ、市民側から作り上げていくことが大切なのだと思います。そのために、この計画が18区の特長や地域性を考慮した上で、柔軟に働きかけられる計画になることを期待しています。</p> <p>計画全体を通して、提案したいことがあります。</p> <p>①各区の中核的な支援施設である地域子育て支援拠点が区計画に参画できる体制づくり</p> <p>②既存の会議、連絡会等の洗い出しと、今後に向けた会議の合理的な持ち方の検討</p> <p>③それぞれの社会資源がもつ強みと限界を共有し、知恵と力を出し合うことで、新たな切り口から狭間の支援を可能にする</p>	②	<p>企業、NPO法人、社会福祉法人等の多様な主体との連携については重要な視点と考え、柱3-2-2「企業・NPO法人・学校等との連携強化」の推進に向けて着実に取組を進めていきます。</p> <p>区計画における体制づくりについては、今後の参考にさせていただきます。</p>
10	<p>私たちは地域でいろいろな状況を実際に見ています。委員の皆様や行政の方々も地域に目線を合わせていただきたい。</p>	③	<p>ご期待に沿えるよう、取組を推進していきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
11	<p>できるだけ当事者の声を反映した内容としてほしい。</p>	③	<p>計画については、計画策定・推進委員会の委員として当事者団体から参加いただくほか、当事者団体へのヒアリングでいただいたご意見等を踏まえて策定しました。</p> <p>今後もご意見をうかがいながら計画の推進に取り組めます。</p>
12	<p>行政の仕事は仕組みづくりだから、計画を立てることより実行することが大事。自治会の負担感が強い。縦割り感があって生活が良くなっているとは思えない。いろんな分野の課題を予防的な視点で対処してほしい。</p>	③	<p>計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
13	<p>町の中で普通に暮らしができることを願っています。障害があってもなくても、皆が笑顔でいられる世の中であってほしいです。</p> <p>おやじさんが年を取り、行く末がわからない時代ですが、夢が持てる世の中であってほしいです。</p>	③	<p>計画の基本理念である“誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう”を目指して市民の皆様とともに計画を推進していきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(1) 計画全体に関すること

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
14	<p>「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう」が基本理念で、これはこれでよいですが、「安心」とはどういう状態なのか 「自分らしく」とは、具体的にどういうことなのか 「健やか」とは、何かが、冊子を見ただけではピンときません。素案のP18に記載されていますが、漠然としています。具体的にどうあっていれば、基本理念が実現できると言えるかをしっかり定義して、計画を推進してください。よろしくお願いします。</p>	③	<p>計画の評価の際に、基本理念を実現するための推進の柱に位置付けた重点取組項目ごとに設定する評価指標等に基づき、量的・質的な視点から達成度を評価し取組の推進状況を確認します。</p>
15	<p>16年前この活動が発足して、紆余曲折を経ながら本日に来ています。率直に言ってこの計画を推進するために右往左往してきました。その考えられる原因は、 ①計画の推進母体が明確でない上予算もつかない。 ②計画の目的の本質が良く分かりにくい(本計画は社会福祉法に沿って横浜市が市民に提示している訳ですがその辺りの説明が弱いと感じます。) ③推進の組み立てが地域の実態に必ずしも即していない(地域にはすでに、連合自治会・町内会、地区社協、地区民児協、保健活動推進員会、老人クラブ、友愛会等既存の組織があり、それぞれが活動していてそれらの活動と重複する部分が多い)と思います。 ④もう一度原点に戻って行政の強い指導性の下に、既存の地域組織との融合を図り地域一体の計画に作り直していく必要があると考えます。 ⑤活動主体をどこに置くのか、区社協や地域ケアプラザの役割も不明です、推進部署を福祉保健課の他地域振興課等も入れる必要もあるかと考えます。</p>	③	<p>地域の課題に対応するために地域住民、自治会町内会をはじめとする既存の地縁組織が主体となって策定・推進する地区別計画が市内全地区で策定されており、地域課題の解決に向けて様々な取組を実施しています。行政・社協・地域ケアプラザの支援機関は、引き続きそれらの活動を支援するとともに、圏域に捉われず特定のテーマに焦点を当てて活動するテーマ型組織と地縁組織が連携し、相互の活動を充実させるためのつなぎ役としての役割を果たしていきます。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
16	<p>全体的に、横浜市と横浜市社会福祉協議会の行動計画を見ているような印象で、これまで計画が目指してきた多様な主体が重層的に活躍する地域の姿が浮かび上がってきません。 長く子育て支援の分野で地域の皆さんと協力しながら事業に取り組んできましたが非常に残念に感じます。 地域の課題に包括的に取り組んでいけるよう策定委員会の中で議論された内容を充分反映させてください。</p>	③	<p>市計画については、基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画と位置付けています。多様な主体が地域の課題に包括的に取り組んでいけるよう、区計画や地区別計画を策定・推進し、具体的な取組を進めていきます。</p>
17	<p>企業の中でも素晴らしい取組で事業展開しているところも多くあるが、先行投資的な発想をしながら開拓的にやっていくのがNPOの役割である。ここと企業の動きでは、ケアプラが細かくあるし、それを支える区役所、区社協、市民局系の支援センターや地区センター、コミハにはアクティブシニアが山のように来ているがうまくつながりきれていないもったいなさがあると言うところも全体の概念図を作られる時に、「みんなでやります」は現実的ではないので、「ここが重点です」「ここを支えます」と表現していった方が、同じ等身で書いてあると丸い輪っかが書けて、できた感じがするが、丸い輪っかほどできないものはない気がする。</p>	③	<p>行政・社協・地域ケアプラザの支援機関は、地域の多様な主体が地域課題の解決に向けて、分野、テーマを越えて連携した取組を進めるためのつなぎ役としての役割を果たしていきます。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
18	<p>地域福祉保健計画は、そもそも障害者の位置づけが薄い。区計画においても障害者の関わりは少ない(区によるが)。地域福祉保健計画と聞くと、「障害者には関係ないな」となってしまう。 地域の暮らしを考えると、障害当事者はグループホーム、高齢になった家族は介護保険サービスと制度がバラバラ。 例えば、グループホームの候補地が決まると、自治会の理解を得るために説明にうかがう。その際には「リスクや心配はないか」と聞かれることもある。近隣住民の理解がスムーズかによって、暮らしやすさも格段に異なる。地域福祉保健計画を進めていくと、障害の理解が得られるようになっていくんですよ、だから、グループホームにも関係あるんですよ。ということを説明して欲しい。</p>	③	<p>地域の中で、誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう地域づくりを進めることは重要であると考えています。柱1-3-1「多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり」を通じて、国が掲げる「地域共生社会の実現」に向けて取組を進めていきます。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(1) 計画全体に関すること

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
19	パブリックコメント募集のチラシの「3地域福祉保健計画では」の最後の行に「横浜市地域福祉活動計画(市社協)と一体的に策定、推進します。」とあるが、「一体的に」の意味合いはどのようなことか？	④	地域福祉保健計画、地域福祉活動計画ともに、その理念や目的が「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」という点で一致しており、内容も重複する部分が多いことから、横浜市では1つの計画として一体的に策定、推進することとしています。
20	社協の計画と一体的に推進されているということだが、川崎市や相模原市の計画はどうなっているか。	④	両市とも社協の計画とは別計画として策定・推進されていますが、川崎市では現在、一体的な策定に向けた検討が進めれていると聞いています。
21	370万の人口を抱える横浜市でも4人に1人が高齢者となる。100万人近くの高齢者がいる中で、高齢者や障害者が生きられる社会にしていけないといけない。広域的な計画として、高齢者や障害者を支えていく手段をこの10年程度の期間で本当に真剣に考えていかないとならない。自分たち障害者も真剣に考えていきたい。	④	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりへ向けた取組を進められるよう、計画を推進していきます。
22	病気で他の自治体から市内の病院へ転院して、結果的に市内で独居となった方に対して、相談のきっかけは移動支援であったが、社協が民生委員などへつなげてくれて見守り体制を構築し、ワーカーも関わってくれるようになって生活を維持している。社協がこんな風に関わってくれるのかと驚いた。もっと具体的にできることを伝えていけるといいのではないか。	④	横浜市社協では、個別支援を起点とした支援体制づくり、困りごとを支えられる地域の活動・ネットワークづくりに取り組んでいます。社協の役割の理解が広がるよう、実践事例を分かりやすく伝えながら取組を進めていきます。
23	ただいま、第3期福祉保健計画(5カ年)の3年目。具体的計画推進途上ですが、まだ第4期の計画には頭が回りません。「第4期計画(平成31～35年度)」とありますが、平成33～37年度ではないのですか？それともローリング計画？	④	横浜市では市計画について、基本理念と方向性を提示し、区計画の推進を支援する計画と位置付けていることから、区計画・地区別計画よりも2年先行して策定・推進をしています。
24	市計画と区計画もあるが、区によっては既に新しい計画を作って提案している区もある。市計画の方が後追いなのか。	④	横浜市では市計画について、基本理念と方向性を提示し、区計画の推進を支援する計画と位置付けていることから区計画・地区別計画よりも2年先行して策定・推進をしています。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(2) 第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
25	2ページ(2)「地域福祉保健とは」で、「生活課題や地域課題の解決へ向けた取組や活動が～」とあるが、課題を解決ということが、「地域福祉保健とは」はなら、どうしてもこうなのかもしれないが、もう少し「よりよく生きたい」という思いや、もともと地域にあるハード面(川や山)を含めた地域資源といわれるもの、ソーシャルキャピタル的な人的つながりももちろんあるが、魅力をさらにアップさせたい。冒頭は、理念中の理念なので、どこかに「一人一人の思い」や「こう生きたい」「このようなことをやりたい」というところを皆で引き出し合う発想にそろそろ変えていかないと2ページの記載がクラシックすぎると思った。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案の第1章1(2)に追記しました。
26	14ページについて、円の中に「情報・IT」など情報を広く伝えていく分野が入っていない。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。
27	地域課題は地域住民の問題であるので市や区はあくまでもサポートする側で、住民主体で課題解決に取り組むべきではないでしょうか	②	第1章1(3)「地域福祉保健計画の趣旨」に記載しているとおり、地域福祉保健計画の推進で大切にしてきたことは「住民主体」と「協働」です。 地域の課題に対応するため、地域住民が主体となって、区・区社協・地域ケアプラザの支援機関が協働で推進する地区別計画が全地区で策定・推進されており、地域課題の解決に向けた取組を進めています。今後も地域と支援機関が連携して取組を進めていくことが重要であると考え、計画の推進に向けて、着実に取組を推進していきます。
28	・市、社協さん、ケアプラザさんのリソースを表にして追記して下さい、 以下は例です。 ・どの組織が中心になるのかよくわからないのです。	②	第1章5(5)ウ「行政・社協・地域ケアプラザの役割」に記載しているとおり、市役所、市社協、地域ケアプラザは、それぞれの役割を果たしながら3者で連携し、生活課題や地域課題の解決に向けたコーディネートの中心を担います。
29	3ページ(4)について、自助・公助・共助に加えて【商助】(民間企業)も入れてはどうか。 アクティブ・シニアが増えていく中で、企業との連携・仕掛けづくりはますます重要となってくるだろう。	②	様々な地域活動を推進していくうえで、今後、民間企業をはじめ多様な主体との連携はますます重要であると考えており、重点項目柱3-2-2「企業、NPO法人、学校等との連携強化」で記載しています。 「商助」の考え方については、共助の中に入れて考えています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
30	横浜市の現状と中期的課題として人口減少、少子高齢化などの問題が挙げられており、医療・福祉の充実を図ることで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることができる市民を増やすことを目標としていくということでありましたが、近隣住民との関係性が希薄化しつつある現代で高齢者を含む「孤独死」の分野についても計画に盛り込むべきではないでしょうか。また、現状ではマンションなどの自治会内での見守り体制や、公助としての高齢者宅への直接訪問による安否確認などの取り組みは行われているのでしょうか。	②	地域の見守りの取組として、各種サロン活動、配食サービスや民生委員等による訪問活動など、地域住民が主体となって取り組む活動が各地で展開されています。また、行政では、ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業、孤立対策予防事業など、地域の関係団体や民間事業所との連携・協働により事業を実施しています。 「孤独死」も含め、見守り・早期発見の仕組みづくりについて、重点項目柱2-1-1「見守りの輪の拡大」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(2) 第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
31	これだけ幅広いものを誰が推進していくのか。	②	第1章5(5)「市民の皆様とともに取り組んでいくこと」に記載しているとおり、地域福祉保健計画の推進を通じて、地域共生社会を実現するために、行政・社協・地域ケアプラザの支援機関だけではなく、市民、地域の関係団体、企業、施設等の地域の多様な主体との連携・協働により取組を推進していきます。
32	区や地区では誰が推進するのか。	②	第1章5(5)「市民の皆様とともに取り組んでいくこと」に記載しているとおり、地域福祉保健計画の推進を通じて、地域共生社会を実現するために、行政・社協・地域ケアプラザの支援機関だけではなく、市民、地域の関係団体、企業、施設等の地域の多様な主体との連携・協働により取組を推進していきます。
33	第4期計画の新しい視点はどこなのか、分かりづらい。	②	第4期市計画の特徴は、第1章5(4)「第4期計画の5つの特徴」に記載しているとおり、「より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進」「人材の確保・育成」「包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり」「多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進」「成年後見利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進」です。 基本的には第3期市計画を踏襲していますが、その中で「より身近な圏域での体制づくり」と「成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定」部分が第4期計画の新たな視点となります。
34	第3期計画との違いはどこにあるのか。	②	第4期市計画の特徴は、第1章5(4)「第4期計画の5つの特徴」に記載しているとおり、「より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進」「人材の確保・育成」「包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり」「多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進」「成年後見利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進」です。 基本的には第3期市計画を踏襲していますが、その中で「より身近な圏域での体制づくり」と「成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定」部分が第4期計画の新たな視点となります。
35	19ページ「より身近な地域で基盤づくり、体制づくり、人材確保しましょう」とあるが、もう一步踏み込んでお願いとして、市の役割として、他区の良い事例や面白い活動巡りなど、市域で計画してもらい、他所の区の事例を、他区の生き生きとした良い事例を紹介する役目も市域の役割として担ってくれるとありがたい。	②	柱1-2-1「地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の充実」、柱1-2-2「活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実」の主な取組である「取組の見える化」として、事例の紹介等を実施していきます。
36	自助、共助、公助が強調されています。「自助」は自分や家族でできることを行なう、とあります。しかし、これは自分でできることが正しいとする価値観に繋がりがねず、支援が必要な人たちを排除する危険性があります。また「共助」も障害者の支援を近隣の人たちに求めた場合、障害者に対して「あなたの安心安全は私たちの責任」という意識が芽生えることは明らかであり、近隣住民による障害者の管理に繋がりがねません。地域コミュニティーが必要であることに異論はありません。しかし、障害者がそこに依存して生活するのは地域住民として対等な関係はつくれません。公的サービスによって生活を支えられることによって地域住民と対等な関係をつくれるのであり、対等な関係なくして「共助」はありえません。	③	地域福祉保健計画の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」が相互に連携することにより、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりにつながると考えています。 「自助」については、個人でできることには差があることを認めたくうえで、その中で自身の力を発揮していくことが大切であると考えています。 「共助」については、「支え手」や「受け手」という関係を越えて、地域や仲間同士でお互いに助けあいながら、できることをできる範囲で行うものと考えています。

【対応方針】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(2) 第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
37	<p>3ページ(4)「地福計画の推進における「自助」「共助」「公助」の連携」のところで、公助というのは、ここでいうと、「行政でないと解決できない課題を取組む公助」＝「行政サービスとそれに準じたものが公助」と書いてあるが、順番として、自分達でできることは自分で、ひとりでは解決できないことは共助で、最後に公助がありますと言ったら、行政はセーフティーネットだと書いてあるように読める。今や行政はセーフティーネットではないのにこんなことを書いて大丈夫なのかと思った。◎は、ジェットコースターのような右肩下がりのので、このようなことは絶対無理という現実の前提に立たないとすごい夢物語が書いてあるように思えた。また、一番下の「公助」のところも「個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う」、こんなこと書けないのではないかと思った。</p> <p>自助・共助・公助のところ、今回の地福計画自体が、地域住民、住民主体を引き出す、主体的に担い手になってもらうというところが大事だと思いつつ、行政がどこに責任を持つのかを高らかに宣言してもらいたい。3ページ公助のところ「個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う」とあるのが現状と乖離しているのか、そうではなく責任持てるのかの議論は、「ここを責任持つから主体的にここをやって欲しい」等、最初にステートメントが充実していると良い。</p>	③	<p>地域福祉保健計画では、自助、共助、公助に順序づけをするのではなく、それぞれを組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
38	<p>素案第1章、4、計画の構成(2)圏域の考え方 ア. 地域福祉保健計画における圏域の考え方の中の4層の圏域「日常生活圏域(中学校区程度)人口平均25,000人程度、地域ケアプラザ(146圏域)」について</p> <p>日常生活圏域(中学校区程度)と書かれているが、小学校区程度にしてほしい。区によって高齢者数の違いがあるが、自然体で見ると高齢者数は急増している。</p> <p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち自分らしい日常生活を営んでいくには、日常生活圏域を中学校区程度では、範囲が広すぎる。</p> <p>小学校区程度にすることによって、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)と市民が協力し合い、高齢者もいきいきとした生活が日々送れると思う。</p>	③	<p>横浜市では、日常生活圏域を概ね中学校区を目安に設定していますが、地域住民が取り組む地域福祉保健の活動は、地区連合町内会圏域で策定する地区別計画を基本にしなが、更に身近な圏域で充実していくことが大切です。そうした考えを踏まえ、第4期市計画では、5つの特徴の1つに「より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進」を掲げ、取組を進めています。</p>
39	<p>内容が抽象的で分かりづらい。地域福祉保健計画は福祉の分野別計画を包含する最上位計画ということか。であるなら、地福計画が示す方針に対して、各分野別の計画内容をどうしていくか、実行を担保するための財源の議論も含めてなされるべきではないか。</p> <p>⇒横浜市としてはあるべき体系で議論を進めていただきたい。</p>	③	<p>横浜市の地域福祉保健計画は、福祉保健の主要な分野別計画を横断的につなぐ基本の仕組みとして、各分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、連動しながらそれぞれの対象者の地域生活の充実を図ることを目指す計画としています。</p>
40	<p>福祉の観点は「人のために立ってありがたいと言われるのが嬉しい、人の役に立つ」という気持ちが連鎖していくものなので、サービスから大きなパラダイムシフトが必要。企業では、それが起きつつあると感じているが、そのような社会の変化を捉えたい。福祉の世界では当たり前だが、サービス主体で動いていた社会が変わりつつあることをうまく捉えて欲しいと感じている。</p>	④	<p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
41	<p>書いてあることはその通りだが、連合町内会以下の身近な地域では、例えば老老介護夫婦の妻が入院したため、夫が一人では何もできなくなった時に、近所の人たちが具体的にどうしていいかわからなくなった。そんな時に、どこにつながるか、誰に相談したらいいかなど、基本的なことが知りたい。</p>	④	<p>重点項目 柱2-1「見守り・早期発見の仕組みづくり」に記載しているとおり、困りごとのある人を早期に発見し、必要な支援につなげていくためのつなぎ先や相談窓口のPR等をはじめ、具体的な取組を実施していきます。</p>
42	<p>19ページ人材の中でYナースが活動する時は、一体どのような組織活動形式で、どのような方が動員されるのか、登録して入れれば皆いけるのか冊子中のコラムが何かでも少し詳しく知りたいし、冊子に紹介されれば、Yナースとして苦勞してくれた方も誇らしいし、また、レポートして機能的に動いて活躍してくれるだろう。</p>	④	<p>Yナースは、災害時医療において活動する地域の重要な人材であると認識しています。</p> <p>Yナースを含め、地域福祉保健に関わる地域の様々な人材を増やせるよう、着実に取組を進めていきます。</p>

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
43	特に2章、文章がひどいです。主語・述語・修飾語の関係性がごちゃごちゃになっており、意味の通じない文章ばかり。表現の見直しをお願いします。	①	計画原案について、分かりやすい表現となるよう本文を見直しました。専門用語等の難しい用語については、資料編で用語集を加えました。
44	第2章で項目を整理しているいる書いているが、残念ながら文章が分かりにくくて、伝わりにくい。体言止めに拘って文章が変になったり、一つの単語が何にかかっているのか、本当にわかりにくい。もう一度、文章を見直されてはいかがでしょうか。分かりやすく伝わるように。	①	計画原案について、分かりやすい表現となるよう本文を見直しました。専門用語等の難しい用語については、資料編で用語集を加えました。
45	具体的な数値目標のようなものが必要ではないか。この内容では、何をどれくらい充実していくのが分からない。	①	計画原案では、重点項目ごとに「活動指標」と「目指す方向性」について記載しました。
46	素案冊子を読んだ感想は、福祉という言葉だけでなく地域をつくっていくというこの絵がとても幅広く触れられていて流石、横浜だと感心したが、この冊子の内容を全部やることは良いことだが、今どうで、どこまでいくのか見せないと市民も納得しないと思った。地域の住民主体の中で、勝手に「ここまでやります」と決めるのは難しいだろうが、行政がやるのは、量的、アウトプット指標になるが、そこは胸を張って「やれ」ということが言える計画書になっているとよい。	①	計画原案では、重点項目ごとに「活動指標」と「目指す方向性」について記載しました。
47	「支えられている人が支える」をやっている一番大きな団体はシニアクラブ。シニアに関して殆ど載っていないのが、横浜市にメンバーは10万人もいる。面白いのは、昭和38年には支えられる団体だったが、今は、支える団体になろうとしているので、少し助けて持ち上げて欲しい。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案にシニアクラブの取組についてのコラムを追加しました。
48	感じたことは地域の幅広い住民層を取りこみ行政と市民の協働を重視した計画と感じた。今後支える人が減り高齢者の増加が見込まれる中税金の使い方が問われます。多くの地域住民にボランティアで協力させるのはやむをえませんが、あまりにも協働の方向が強く、行政の基本的責務がどこなのか見えません。素人の住民参加によるプライバシーの問題やボランティアによる経費削減で福祉保健計画の課題がかくされてしまいます。福祉現場で働く労働者の賃金、待遇改善など、又人手不足の切実な問題など課題山積です。防衛費予算が増加する一方、社会保障費も増加させてほしいと願います。国民はみんな頑張っています。安心して暮らせる社会づくりに向けて。	②	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
49	◆重点項目<柱1-1> 全体的に乳幼児を持つ世帯への支援や取り組みが弱いと感じます。横浜市の現状と中期的課題(P6~7)で、「支援を要する子どもや若者が増加傾向にあり…」 「ひきこもりや生活困窮者などの問題」「少子高齢化…」と子どもを取り巻く問題提起がされているにもかかわらず、柱1での取り組みが全く見えてきません。区・市社協・地域ケアプラザだけの取り組みで、乳幼児期の子育て世帯への支援は充実されてくるのでしょうか。	②	子育て世代が地域とつながるための地域子育て支援拠点等との連携による取組の推進などについては、柱3-1-1「地域でつながる機会の拡大」に記載しています。取組の充実にあたっては、行政・社協・地域ケアプラザの支援機関だけでなく、地域の多様な主体が連携・協働することが重要になります。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
50	私は、3年前に始まった地域包括センターの4人目のスタッフの役割が今後の地域社会を考える際に大切になってゆくと思います。新しい役割を持った、地域支援コーディネーターと、区社協の役割は今後大きくなっていくと思います。今迄の3年間の行動計画、結果の検証を市民にも見える様にして頂きたいを思います。3年前に何度か会議を傍聴させていただきました時に、私の記憶違いかもしれませんが、区社協が、区内の各包括センターの活動を全体として、調整して行くような話を記憶しておりますが、新しい制度での区社協と各包括センターとの関係が外からは見えません。	②	平成28年度から、第1層生活支援コーディネーターが18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターが地域ケアプラザ等に配置され、地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を担っています。柱1-1-1「区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり」、柱1-4-2「地域福祉保健活動に求められるコーディネーター機能の向上」に記載したとおり、今後、その役割を一層発揮できるよう着実に取組を進めていきます。

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
51	横浜市子ども・子育て支援事業計画など、分野別計画とありますが、この地福計画のどの部分にどの取組を生かすのか明確でないため、具体的に記載しなければ計画から漏れませんか？地域離れている若者は、子育てを通して地域活動に参画していくことが多いです。せつかく各区に地域子育て支援拠点があるのですから、一緒に関わればいいのではないのでしょうか。地区別支援チームに子育て支援拠点(利用者支援など)も入れたほうが、より強い体制を作る事が可能だと思います。(産後・育児不安を抱える母親支援や、虐待予防に関しても、ここが大事なのでは??)	②	子育て世代が地域とつながるための、地域子育て支援拠点等との連携による取組の推進などについては、柱3-1-1「地域でつながる機会の拡大」に記載しています。取組の充実にあたっては、行政・社協・地域ケアプラザの支援機関だけでなく、地域の多様な主体が連携・協働することが重要になります。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
52	31ページの図で、地域ケアプラザの主な職種が四角の中にあるが、今や、6人プラスα体制みたいになっている。20年ほど前は、地域の中にコーディネーターが2万人、3万人に6人いたら夢のようなコーディネーターがおこなわれるのではないかと思っていたが、横浜は370万都市なので、小割していかないとイケないし、単位を小さくしていかざるを得ないが、言ってみれば、夢のような体制が今、できていることをここで再確認した。	②	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
53	・支援体制の充実にについて 区役所・区社協・地域ケアプラザが住民目線で課題を捉え、垣根を越えた横断的な連携体制を作るために、会議の持ち方と、研修の方法を各区で改善することが必要です。日頃から、住民に寄り添い相談支援をしている、地域ケアプラザ、基幹相談支援事業所や地域活動ホーム、就労支援センター、地域子育て支援拠点等の相談員や社会福祉職が日常的に連携できる仕組みを作ることが必須です。そのためには、区内、さらには地区内の既存の会議や連絡会等を洗い出し、合理化できる部分は合理化し、新たに横の連携ができる仕組みを作るなど、区役所と区社協が会議・連絡会の新たな仕組みづくりを率先して進めることが必要です。 今年度西区においては、福祉保健課が主催となり、区役所職員の新卒者・新任者向けに、各相談事業所の職員が講師となって研修を実施しました。福祉保健センターはもちろん、税務課、生活支援課、区内支援施設等からも多くの職員が参加し、お互いの事業をよく知り、つなげるタイミングや方法について一緒に考えることができました。 このように、区役所が主体となって新たな研修会を企画することによって、行政も支援施設もお互いに力を引き出し合うことは、市民の暮らしに寄り添える対応力を身に付けることにつながると考えます。	②	区役所・区社協・地域ケアプラザが住民目線で課題を捉え、垣根を越えた横断的な連携体制を作り、課題解決に向けた地域のネットワークを構築していくことは重要であると考え、柱1-1-1「区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり」、柱1-2-2「活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
54	・ネットワークづくりによる地域活動の充実について 複合化する地域住民の課題に柔軟に対応するために、高齢・障害・子どもの分野が連携できる体制を早急に作る必要があります。一つのケースについて、それぞれの分野から課題の分析や見立てをすることで、狭間の支援が可能となったり、新たな切り口を見出すきっかけにもなります。事例検討から学び合い、社会資源間の有機的な連結を継続できるような体制を各区において整えることが必要です。	②	柱1-2-2「活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実」の取組として、ネットワークづくりのきっかけとなる事例の集約・発信を行うなど、活動団体のネットワークづくりを進めます。
55	地域における関係をつくるには、日頃からの協働の姿勢と取組が大切だと思います。日頃から住民と同じ目線を持ち、暮らしにそった課題を見出し、区・区社協、各支援機関等で共有することが必要です。中間支援的な機能をもつ機関や施設が協働することで、当事者の気持ちや暮らしを代弁・説明することも可能になります。	②	柱1-4-2「地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上」に記載したとおり、地域の中で、区・区社協・地域ケアプラザが地域住民とつながり、協働して生活課題や地域課題の解決に向けた支援ができるように、コーディネート力向上のための人材育成をはじめ、計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
56	・広報・啓発について イベントを企画するにあたっては、コンセプトをよく検討し、誰もが参加しやすい仕掛けと発信の工夫が必要です。そのためには、企業等が積極的に参画できる柔軟な仕組みも必要です。	②	柱1-3-2「住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり」に記載したとおり、誰もが役割をもって主体的に参加できるような工夫や、柱3-2-2「企業、NPO法人、学校等との連携強化」に記載したとおり、地域の多様な主体との連携等を通じて、誰もが参加しやすい機会づくりに向けた取組を着実に進めていきます。
57	(1-4-1, 1-4-2についての意見) ・コーディネートの育成について 地域の中のコーディネート役となりうる人材は、研修の実施だけでは発掘・育成が難しいと考えます。年月を必要としますが、行政組織と地域活動団体、中間支援的機能をもつ施設・機関等とが、日頃から地域で種をまき、協働で事業を実施しながら市民自らも、力を高めていくことができると考えています。地域子育て支援拠点においては、拠点内の親子への支援や、地域の親子の居場所へのアウトリーチが、当事者による身近な居場所づくりへと発展しています。	②	ご意見のとおり、コーディネートの力向上のための人材育成は一朝一夕にはできないもので、第1期計画から引き続き取り組んでいます。いただいたご意見も参考にさせていただき、計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
58	様々な集まりや講演会等に来る人達はまだ良いのですが問題はそうゆう集い等に行かない孤独な環境の方々、あるいは小さなお子さんをかかえて出歩くことができない方々に目を向けることが大切です。誰でも無料で使用できるお茶等飲めるフリースペースをたくさん作ってほしい。(各区に) そこには、子どもを預れるコーナーも設置してほしい。会話できるスペースがあればそこですくわれる人たちもいると思う。(相談窓口の設置)	②	誰でも気軽に立ち寄れる場づくり・また、相談ができる環境づくりについては、各地域の課題や特性に応じて活発に取り組まれています。柱3-1-1「地域でつながる機会の拡大」に記載したとおり、引き続き取組の推進支援を行うなど、着実に取組を進めていきます。
59	両親を一人は認知症、もう一人はフレイルの進行(最後は二人とも病院でした)で見送り、自分自身も高齢グループの仲間入りをする立場からの意見、印象です。(高齢者部分のみですが)両親のこと並びにこれから自分や家族の者が地域(自宅)で安心して過ごしていくための第一の条件は、何かあった時専門の方の支援が安心して受けられるのだという確信だと思います。その点で、A3版のペーパーでしか見ていませんが、人材の確保とか関係機関との連携とかであろうと推察しますが、もっとはっきり医療人材とか病院・医院という単語が計画に出てきてもよいという気が強くなります。この辺になると多分国レベル(法律)の問題とも思いますが、それならそれで下(市民)に向かって働きかける以上に上(国)に対し、と市しかも大都市の一つとしてしっかり意見出し続けていただきたい。流行の取得権にがんじがらめにされたなかでの(申し訳ありませんが)お役人の作文のような気で読みました。	③	第1章5(1)イ「福祉保健の分野別計画、関連する分野」に記載しているとおり、横浜市では各法を根拠とする対象者・分野別の計画を個々に策定し、取組を進めています。地域福祉保健計画は、福祉保健の主要な分野別計画を横断的につなぐ基本の仕組みとして、各分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、連動しながらそれぞれの対象者の地域生活の充実を図ることを目指す計画としています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
60	障害団体部会でリーフレットを作成した際も、当初案の中で精神障害が載っていなかった。精神障害がおいていかれているように感じる。	③	第1章5(1)イ「福祉保健の分野別計画、関連する分野」に記載しているとおり、横浜市では各法を根拠とする対象者・分野別の計画を個々に策定し、取組を進めています。地域福祉保健計画は、福祉保健の主要な分野別計画を横断的につなぐ基本の仕組みとして、各分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、連動しながらそれぞれの対象者の地域生活の充実を図ることを目指す計画としています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
61	取組の成果はどのように示すのか。たとえば引きこもりの数が結果としてどれくらい減ったのか等を指標としなくて良いのか。	③	取組の成果については、評価指標に基づき計画の中間評価、最終評価を行い、結果について公表する予定です。引きこもりについては正確な数字の把握が難しいという理由から、評価指標としては設定していません。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
62	具体的な数で成果を見ていくことは難しいため、「精神保健」分野の事業や取組を広げてもらえれば良いと思う。	③	いただいたご意見については、今後の計画推進の参考にさせていただきます。
63	10年以上地域に根つき活動をしている子育て支援拠点、また障害者福祉の為、長きにわたり活動している地域活動ホームの記述がほとんど見られないことに、横浜市独自の取り組みが軽視されているようで、残念である。	③	第1章5(1)イ「福祉保健の分野別計画、関連する分野」に記載しているとおり、横浜市では各法を根拠とする対象者・分野別の計画を個々に策定し、取組を進めています。地域福祉保健計画は、福祉保健の主要な分野別計画を横断的につなぐ基本の仕組みとして、各分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、連動しながらそれぞれの対象者の地域生活の充実を図ることを目指す計画としています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
64	<柱1-1>地域力(地域の強みを生かした～) <柱1-2>地福活動をすいしんする関係団体～とあるが、1は体制づくり、2はネットワーク 実際に地域で活動する時は、自治会が実力を持っている。その自治会をネットワークという間接的なイメージではなく体制づくりに入れなくてはいけないのではないかと。地域振興課と健康福祉課の役所が二本立てで縦割りだが、実際の現場は、自治会を縦にして社会福祉協議会、健康福祉局は、一つの布のように編まないと実際にはできない。そのためには二つの局が協力しないとできない。国の定めた地域共生社会の中では、行政の縦割りのところが課題だと考えている。逆に市民活動は垣根が曖昧になってきており、企業と連携してうまくいっているところもある。行政は相変わらず縦割りだが、福祉は、逆に横串を指していく活動なので、そのニュアンスの話もしっかり盛り込めると面白い。	③	第1章5(5)ウ「行政・社協・地域ケアプラザの役割」に記載しているとおり、区役所では、部や課の垣根を越えて横断的に連携するための体制を整備するとともに、まちづくりなどの課題に対しても福祉保健の視点で課題を捉え、関係部署で連携した取組を進めていきます。また、市役所、市社協、地域ケアプラザは、それぞれの役割を果たしながら3者で連携し、生活課題や地域課題の解決に向けたコーディネートの中心を担います。
65	今回の計画にも記載されている地域共生社会づくりの方向性の中で、分野を越えた連携がうたわれているが、横浜市として例えば、高齢、子ども、障害をどのように融合させていくかビジョンはあるのか。	③	計画の推進を通じて、住民主体の活動と高齢、子ども、障害等の各分野の相談・支援機関が連携した包括的な相談・支援体制づくり等の取組を進めていきます。
66	個別の包括センターの、活動にばらつきが有る様に感じております。個別の活動の内容の情報を共有した方が効率的な地域づくりが出来るのではないかと思います。広報活動や、教室等も、対象者を初心者とか、中級者、仕事している者等、同じ広報活動でも内容、扱い方が違ってくると思います。内容によっては、複数の包括センターが協力して、対象者を変えてみるとか、一連の内容を手分けして実行する事も出来ると思います。自分の住所の包括センターだけでなく、必要な人、当日都合の悪い人等は、隣や別の包括センターの活動内容が分かれば、参加できる場所に参加するかもしれません。これからの包括センター、区社協にお願いしたいのは、広報活動の一部を、何を、何時、誰を対象に、どのように広報するのか、ターゲットを絞り計画される事があっても良いのではないかと思います。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
67	33ページの「地域包括システムの構築に向けた3者の連携」の図について、この図の施設の中に市民活動支援センターがない。実際、区役所の高齢障害等の課と関係して事業を回しているし、相談に来られる方でこの先どうしようと思った時に社協に話をしたりして、福祉と市民活動の切れ目がないと私たちは実感している。支援センターは何をするところなのか区役所の方達にも理解されていないと実感している。区に落とししていく計画のところでも使ってもらえるような示し方をお願いしたい。	③	いただいたご意見については、今後の区計画策定の際の参考にさせていただきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
68	35ページで、50人に一人、民生委員に準じた人が見守りを行うという取組が各地区で広がっている。小地域、小単位で見守る時、スーパーな人が100人のうち5人いるのか、そうスーパーでない人が100人のうち60人いるのとどちらが良いかという、そうスーパーでない人が60人いる方が結果は変わってくるという考え方もある。班長の仕組みというのは、津々浦々に必ずあるので、班長制度を活かすのは有効だと感じた。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
69	当事者理解のプログラムを計画的に実施してほしい。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
70	精神障害理解プログラムを実施している区としていない区がある。20年ほど前は区のワーカーが中心となって実施していたが、区にその余裕はないように感じる。社協に期待したい。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
71	精神障害者理解プログラムを実施している区でも、家族会に声がかからないことが多い。当事者の家族としての立場から話をする機会がほしい。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
72	以前、区社協の主催でケアプラザ職員向けの精神障害理解に関する講座の講師として呼ばれたことがある。こうした取組を継続していくことが大切。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
73	〈柱1-3-2〉住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり 身寄りのない高齢者、親戚と疎遠になっている高齢者は社会とも疎遠になっている可能性がある。そういう人たちにイベント等を活用したPRの実施をしても、そもそもイベントに来てもらえない可能性が高い。それでは地域福祉保健の取組(活動)を知ってもらえないし、この計画の目的の一つである孤立している人の支援は達成できないのではないだろうか。親戚と疎遠になっている一人暮らしの高齢者のことを考えて課題への取組を考えるべきだ。	③	地域社会と疎遠になっている人にも届くような情報発信をはじめ、孤立している人が地域とつながるための支援が重要であると認識しています。 いただいたご意見については、今後の取組推進の参考にさせていただきます。
74	企業に入ると自分が役に立っているのは会社だけだが、会社で学んだことが地元で生きたり、地元でやっていることを会社に帰って報告したり、いろいろなところで自分を中心に役に立つことが出てくれば人口減少なんて怖くない。そのような時代になってくるだろう。働き方改革的、ワークライフバランス的なことを視点にいれておくと、担い手の幅が広がると思った。	③	地域福祉保健活動の担い手の確保は最重要項目のひとつと認識しています。 いただいたご意見については、今後の取組推進の視点の参考にさせていただきます。
75	コーディネーターについて、聴く力と傾聴について、きちっと相手の話を集中して心から30分から1時間聞くと、人の気持ちが癒されたり力が湧いてくるのが分かる。コーディネート養成にこれからも傾聴のラウンドテーブルというやり方の学びを入れて聴く力を養いたい。	③	地域の状況にあわせて、多様な主体の連携・協働を支援するコーディネーターの育成は今後ますます重要になると認識しています。 いただいたご意見については、今後の取組推進の参考にさせていただきます。
76	民生委員等以外の人材の確保というのは、広報やPRを工夫しないとなかなか難しいのではないのでしょうか。	③	地域福祉保健活動の担い手の確保は最重要項目のひとつと認識しています。 いただいたご意見については、今後の取組推進の参考にさせていただきます。
77	地域の担い手も高齢化しており、これまではグループホームが手伝ってもらった側だったが、現在はグループホームの若い職員が担い手として期待されている。	③	地域にある施設等が地域福祉保健活動の担い手となり、その専門性を発揮した地域貢献が進むよう取組を推進していきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
78	課題感としては、地域の防災訓練がその縮図かなと思う。障害者と地域が同じ場にいるが、それをつなぐ人がいない。横浜市には地域福祉コーディネーターはいるのか。自分としては区社協がつなぎ役だろうと考えているが、職員ごとに対応が異なる。それは体制や仕組みとしてどうなのか。究極は、明日大きな災害が起きたらどうするか、入居者への弁当手配はできるのか、そうした問題に今の状況で対応できるか。ということだと思う。	③	主には地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、区社協職員を地域福祉コーディネーターとして想定しています。各職員が地域の状況に応じて自らの専門性を発揮するとともに、必要なコーディネートを行えるよう、人材育成の取組を進めます。
79	53ページで、仕組みづくりの中で中間支援組織のコーディネート役や今後のキーパーソンの育成強化があるが、自身が所属する団体では、講座を開催するなど様々な仕掛けを作り一緒に学ぶことを行っている。このようなやり方も有効だと思った。	③	地域活動の担い手の育成は最重要項目のひとつと認識しています。いただいたご意見については、今後の取組推進の参考にさせていただきます。
80	54ページで、図の真ん中に支援機関があり、地域住民、地域活動団体、公的施設という三角の図に違和感がある。NPO業界では、三角の真ん中には必ず「当事者」がくる。中間支援をしているのは、NPOだったりボランティア団体だったりするが、いつもその先には問題の「当事者」という人が向こう側にいる感覚を忘れずにやっている。概念が違うのはわかるが、せめて「地域住民」とか支援機関が真ん中にあるのはどうか。	③	行政・社協・地域ケアプラザの支援機関が、地域住民や地域活動団体、地域の公的施設・関係機関等の連携を推進していくためのつなぎ役となり、コーディネートの中心を担っていくことを表現しました。
81	社協の助成金があるが、金額単価が低い。思うような事業を実施できない。	③	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
82	取り組みの見える化について、事例の集約や情報発信等記載されていますが、その事例は具体的にどこに発信されますか。	④	市社協が開催する地域福祉フォーラムや各区の社会福祉大会等の場面を活用して、先行事例の紹介や様々な情報発信を通じた取組の見える化に取り組んでいます。
83	33ページコラム「生活支援体制整備事業による連携体制の構築」の図で、区役所・区社協・地域ケアプラザが三つ巴になっており、市役所と市社協が支援するということになっている。地区支援チームが機能している地区もあれば、機能していない地区もある。コーディネートセンスがあるところは頑張れではなく、ケアプラザや地区センター等の仕掛けが大切だと感じた。	④	地区別支援チームが機能して、地域住民との協働による地域課題の解決に向けた支援が進むよう、チーム内の連携強化、研修等による人材育成の取組を進めていきます。
84	柱1-1-2について、多様化する課題に対し、地区別支援チームと地域住民がアセスメントを踏まえ共に検討する場の拡充と書かれていますが、具体的に検討する場はどのくらい設けられたのか、それは地域住民にとって参加しやすい場であるのか。	④	地区単位では、地区別計画推進組織など、地域住民が地域の課題解決に向けて話し合う会議の場が設けられています。今後は、多様化する地域課題に対応するため、地区別支援チームが自治会町内会等のより住民に身近な圏域で、地域住民の取組が充実するよう支援していくことが重要であると考えます。
85	この計画ができると、何ができるようになるのか。グループホーム利用者にどう影響するのか。グループホーム職員という立場で今後どう動くのかが分かりづらい。具体例を示して説明してもらえると良い。また、グループホームの職員として、この計画をどう活用できるのかも分かりづらい。グループホーム職員に求められることを知りたい。	④	グループホームの利用者が、地域のイベントや自治会活動などに参加することで、同じ地域の住民として、お互いの理解が深められていくものと考えています。グループホーム職員は、その地域にある事業所の職員として地域の活動に関わっていただければと思います。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(第2章全体、推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
86	私を知っている区では、障害者理解に関する講座が毎年実施されており、地域ケアプラザでもサロンを実施している。精神障害者理解に向けた取組が活発にできていると思う。	④	ご意見にもあるような、各区で実施している先駆的な取組を市域へ広げていけるよう、積極的に情報共有を進めていきます。
87	P50の広報・啓発のところでフリースペースの事例とありますが、現在どのような活動を行なっているんですか。	④	誰でも参加できる地域の居場所として、茶話会や体操、趣味の会、みんなの食堂など様々な活動が各地で行われています。
88	55ページで、地域ケアプラザのコーディネータの基礎編・応用編・実践編で、基礎編が1年目で、応用編が3～4年目で、実践編が10年目というのが、少し違うのかと。応用編は2～4年目で、実践編は5年目だろうと思った。確かにコーディネータ10年一人前というのはあるが、もう少し切れ目がないような人材育成研修、これだと5年目から9年目はないし、あまりにロングすぎる気がした。	④	住民主体の地域づくりを推進・支援する地域ケアプラザのコーディネーターの育成は重要であると認識しています。今後もコーディネーターが専門性を発揮し地域を支援できるよう、人材育成の取組を進めていきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
89	60ページ 見守りの仕組みづくり、実践への支援の中の「徘徊する」は「外出で道に迷う」に置き換えてはどうか (理由) 「徘徊」という言葉はネガティブで、最近では当事者から使わないでとの声が出ています。行政でも見直しを始めたところもあると報道されています。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。 計画原案の表現を「外出中に道に迷う」としました。
90	70ページ 現状と課題に次の1点を加えてください。 法人後見の普及・啓発事業 ◆横浜市では、平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。 (理由) 市民後見人養成と同列に課題として掲げないと、次の<柱2-3-2>成年後見人等への支援の推進につながらないのではないか。なお、国の定めた成年後見制度利用促進基本計画の中でも「法人後見の活用が有用である」と明記されています	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。
91	71ページ 上から6行目、「本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」は、「成年後見人等は、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」とすべきではないか (理由) 文章に主語がないからです。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。
92	71ページ 法定後見制度の説明で、「本人や四親等内の親族等が」とあるのは「本人や配偶者、四親等以内の親族等が」とした方が良いのではないか (理由) 一般的な説明(民法7条)では、配偶者を省略していないからです。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。
93	71ページ 任意後見制度の説明で「あらかじめ自分で選んだ代理の方(任意後見人)と契約によって」は「あらかじめ自分で選んだ方と任意後見契約を結び」とすべきではないか (理由) 任意後見制度は、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人であり、それまでは任意後見人候補者に過ぎないからです。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。 家庭裁判所の表現に合わせ、計画原案の表現を「任意後見受任者」としました。
94	健康づくりの実践の場として、「子育てサークル」という例が必ずしも良いとは思えません。子育てサークルは、それぞれが目的を持ち、講師や支援者が関わって活動している場合もあります。「地域の親子の居場所」等への変更を検討願います。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。 計画原案の表現を「地域の親子の居場所」としました。
95	災害時要援護者名簿を町としていただいておりますが、有効に機能するためには、平時からの関係性を作っておく必要があります。 ケアプラザ(包括支援センター)や区社協との連携はもちろん、ご近所での共助の仕組みを具体的にどうしたらよいか。住民の持つ資格、特技を緩やかにつなぐ方法はないか?	②	柱2-1-2「気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり」の中で、地域住民が困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。また、地域での具体的な取組については、区計画・地区別計画の中で、地域の状況に応じて取組を進めます。
96	・情報共有の仕組みづくりについて コラムに掲載されている認知症高齢者のネットワークは、障害者に置き換えても有効に機能できると思います。このように、既存の仕組みやネットワークが他の分野において機能できることがあると思います。既存の会議やネットワークを洗い出して整理し、これからの地域共生社会に必要な形へと組み替えていくことが必要と考えます。そのためには、市・市社協・区・区社協のイニシアチブが大切だと思います。	②	第1章5(5)ウ「行政・社協・地域ケアプラザの役割」に記載しているとおり、行政・社協・地域ケアプラザの支援機関は、生活課題や地域課題を地域住民と共有するとともに課題解決に向けたコーディネートの中心を担い、地域のネットワークづくり等の取組を進めていきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
97	・分野横断的に協議する場について 西区において、地域共生社会に向けて検討を進めていますが、既存の自立支援協議会や、生活困窮に関する定例支援調整会議等が、分野を横断できる実践の場に成りうるのではないかと感じていますが、既存の会議等を見直し、支援者や活動者の負担の会議への負担が増えるのではなく、合理的に進められる仕組みを各区で検討することが必要です。	②	地域の課題について情報共有をするための様々なネットワークや会議体が各区で構築されています。それらの既存のネットワーク等を活用し、分野を横断したネットワークの構築に向けて取組を推進していきます。
98	柱2-3 成年後見制度について 成年後見制度の広報活動について、制度を必要とする市民への広報活動は図られているが、制度を直接利用しない市民への広報活動が十分に考えられていないのではないかと。 「共助」の面からみて、地域で成年後見人・被後見人を支えていくためには、他の市民への制度の周知と理解を求める活動が必要ではないか。	②	制度を幅広く市民に知っていただくための周知の取組は、身近な地域の人が制度が必要な人に気づき、相談機関につなげやすくするためにも重要なことと認識しております。また、将来への備えとして、法定後見に至る前の任意後見制度の周知、エンディングノートやあんしんノートの活用等による自己決定支援に向けた取組を進めていきます。
99	〈柱2-3-1〉関係機関等と連携した権利擁護の推進 〈柱2-3-2〉成年後見等への支援の推進 成年後見制度が必要な高齢者の中には一人暮らしで親戚とも疎遠になっている人も考えられる。その人たちに広報としてパンフレット用いて配っても目に入らない可能性が高い。そもそもこの横浜市地域福祉保健計画の成年後見制度の対象が、親族がいる者を対象者としているように見受けられるが、成年後見が必要な人がいつも親族がいるとは限らないため、一人暮らしで親戚とも疎遠になっている人もいることを視野に入れて課題に対する取り組みをするべきではないのだろうか。	②	一人暮らしで情報が得にくい高齢者の方にも、身近な施設である地域ケアプラザや区社協、区役所等の職員が情報提供したり、地域の集まり等の中で説明できる機会を増やす等、必要な方に支援が届くよう取組を進めていきます。
100	成年後見制度利用支援事業の改善 この事業については、平成24年度から地方自治体の必須事業になっています。横浜市では平成30年度約1億2000万円を計上し、その努力には敬意を表します。しかしながら、申立費用の助成については相変わらず区長申立だけに限っています。ホームレス事例について、区役所に相談したところ、本人申立で行ってくださいと追い返されたことがあります。この事例については、基金から診断書料と鑑定料を工面し、審判にたどり着いています。こうした事態が生じないよう至急改善してください。	②	柱2-3-1「関係機関等と連携した権利擁護の推進」の中で、利用支援事業の申立て費用助成の対象拡大について検討を進めていきます。
101	I. 気付き:喫緊の課題に応えるには土業、市民後見人+法人後見でも物理的に不足する予測(無理?) 趣旨→「任意後見」を以下のように活用しては如何。 II. 要点: 貴案に追加的に! (横浜モデルとする)コミュニティー戦略+体験プロモーション 〈認知〉①「任意後見(制度)」を 認知症に事前準備するための対策であることを明確に位置づけ告知すること。 〈管理項目〉②全佐体に対して、正しい知識・理解周知徹底を図る。とりわけ、認知症になるとどのような状況に陥るかをリアルに生得できるようにする 〈実行案及監視〉③運用に当たり、当事者とその関係者の安心・安全を担保できる信頼のプラットフォームを設立する空論無用(NPO、公益法人) 貴計画案は精緻でゆきとどいた素晴らしいもので感銘を受けております。成年後見制度をフカンしてみると、実効性とハイスピードで高める戦略術が追加的に必須と考えました、よろしくご検討程!	②	計画の内容にご賛同いただきありがとうございます。エンディングノートやあんしんノートの活用等による自己決定支援に向けた取組、法定後見に至る前の任意後見制度の周知・理解促進に向けた取組を着実に進めていきます。
102	早期発見の取組を充実していく方向性があるなら、潜在化している人達がどれくらい助けられたのかを評価すべきではないか。	③	いただいたご意見については、第4期市計画の取組を評価する際の参考にさせていただきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
103	私は子育てもおわり、いまは、主人と2人で団地に住んでおりますが、となりや近所の方々と、あいさつもあまりかわさないような状態なところがなんだか、せつないです。まず、地域であいさつから始めてはいかがでしょうか。そして、いろいろな話の中にその人のこまっぺいりゃる事などを見つけていけるといいと思います。	③	地域の中で住民同士がつながるために、区計画、地区別計画の推進支援を通じて、地域の状況に合わせた取組を進めていきます。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
104	私の自治会では、入居者1400帯のうち、7割が65歳以上で、その内4割が一人世帯、そのうち2割が身体や精神の障害を抱えています。区役所にはいろいろな窓口がありますが、区役所まで相談に行かない方のために各地域の集会所に月1~2回、3時間ほど何でも相談所を開設してほしい。	③	地域には、概ね中学校区域を単位として地域ケアプラザが整備されており、こちらでも各種の相談に対応します。ぜひご利用いただきますようお願いいたします。
105	〈柱2-2-1〉地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくりを進めるについて。 増えつつある複合的な生活課題を含め、個々の状況に応じて、日々の暮らしを総合的に支えていくため、これまで進めて来た連携・協働の取組をより身近な地域で、より多くの地域に広げていくことを課題としていること、そしてそのために研修や相談・支援体制づくりがなされていることも分かった。 しかし、その取り組みのひとつに「生活困窮者自立支援制度」があるが、この制度と生活保護制度の位置付けが分かりづらいと思う。このような支援、制度の関係性を使用する住民の視点からでも分かりやすいように図式化してほしい。また、生活困窮者支援制度は実際に住民の方々に利用されていくが、相談実績の統計が出ている平成27年、平成28年の新規相談受付件数はほぼ横ばいであった。このことから、さらに制度を住民に周知する方法として、保育コンシェルジュのような機能を果たす生活支援コンシェルジュ(仮)を設置するのはどうだろうか。生活支援コンシェルジュ(仮)を設置することで、各相談窓口に連絡・訪問してきた住民に対して、各制度の存在、使用方法を提示し、より多くの住民が支援を受けることができると考える。	③	経済的に困窮した際の最後のセーフティネットとして「生活保護制度」がありますが、「生活困窮者自立支援制度」は生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして支援を行う制度です。 本制度の特徴は、生活困窮者の抱える多様で複合的な課題に対して、いわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、幅広く受け止め、それぞれの状況に応じて支援することです。 横浜市では各区役所の生活支援課に相談窓口を設けることにより、生活保護制度による支援との間で切れ目のない継続的な支援を行うことを目指しています。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
106	自治会毎、アンケートをとるとか、役所の指導で、地域介護、支援グループを作り、地域心配事解決隊を組織してくれたら、手を貸せる人が多くなるのではないかと。	③	地域では、生活の中のちょっとしたお手伝いをするような、いわゆる「ちょこっとボランティア」などの取組が進められてきました。このような地域住民が主体となり課題を解決するための取組が増えていくよう、支援を進めていきます。
107	70ページ 目指す姿の中の「高齢者や障害者が自分の力を生かしながら」とあるのは「高齢者や障害者が支援を受けながら」とする方が適切ではないか (理由) 前段で「制度が必要な方の利用が促進されること」とあるからです。また意思決定支援の考え方を踏まえてです。	③	本計画では、第1章5(4)「第4期計画の5つの特徴」の「包括的な相談支援体制における早期発見の仕組みづくり」の中で、自助力を高め、地域の人とお互いに支えあいながら自立することや、「支え手」と「受け手」が固定されない、誰にも役割があるという考え方を大切にしています。そのため、ご意見の表現については現状のとおりとさせていただきます。
108	「区ごとに成年後見制度に関するワンストップの専門相談機関を整備してください。」 理由) 区社協・包括・区・基幹いずれも専門的知識に欠け、適切な対応ができていません。たらい回しもあり、不十分です。	③	身近な区域で必要な人が制度に結びつくよう、各相談機関のスキルアップを行うとともに、地域連携ネットワークの整備に向けて、関係者、関係団体、専門職団体等と検討していきます。
109	「専門相談機関でマッチングができるような体制の整備をしてください。」 理由) 市社協でさえも、専門家の団体を紹介するのみで十分な支援はありません。	③	制度の利用が必要な人を適切に必要な支援につなげ、利用者がメリットを実感できる運用ができるように、横浜市の現在の推進状況等を踏まえ、関係者、関係団体、専門職団体等と検討していきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
110	「中核機関について、十分な検討のうえ、立ち上げをお願いします。」理由)これまでの取り組みは不十分です。予算をきちんとつけたうえで、市が責任を持った体制で、支援体制を作ってください。とりわけ、区レベルの取りくみを進めてください。	③	中核機関の設置も含め、制度の利用が必要な人を適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりについて、横浜市の現在の推進状況等を踏まえ、関係者、関係団体、専門職団体等と検討していきます。
111	超高齢社会に対応するため、今後、成年後見制度の効率的な活用は欠かせないと推測される。 1. 今後設置予定の中核機関について 役割の明確化と共に、後見人等の監督機能も持たせてはどうか。 中核機関を設置するということは、当然の事ながら、資源(費用)が必要。家裁の仕事量を減らし(増大する案件に追いつかなくなるのではと懸念される)、また、経費削減のため、監督人制度を極力なくす方向で検討してはどうかと考える。 上記の内容は、国全体の機構改革であり、横浜市だけでは困難なことは十分理解しているが、議論の中で提案・検討いただければと考える。	③	中核機関の機能も含め、制度の利用が必要な人を適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりについて、横浜市の現在の推進状況等を踏まえ、家庭裁判所と連携しながら、関係者、関係団体、専門職団体等と検討していきます。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
112	障害者、高齢者、難病、権利侵害など権利擁護の対象をどうとらえるか、様々な支援の方法をどうしていくかなど、シームレスな制度として構築していく時期にきており、真剣に考える必要がある。	③	区社協あんしんセンター、区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、家庭裁判所等の様々な機関から寄せられる情報をもとに必要な方策の検討を進めます。
113	<柱2-3>の成年後見人制度で障害者の利用が進んでいない状況、そして<柱2-3-2>のコラムで、課題が障害当事者及び関係機関の制度への理解が不十分であることと、障害理解のある後見人候補者の確保というのが分かったが、利用促進には地域市民へのアプローチも大切ではないか。日々の暮らしを見守り、少しの変化にも気づくことのできる市民に制度や障害そのものを理解してもらうことで、安心キーパーに登録しないまでも障がいのある方の暮らしのサポートにつながったり、候補者の育成・確保にもつながる。例えば、障がい者施設での市民交流イベント、そしてその場で制度の周知も行うというのはどうか。	③	ご意見のとおり、権利擁護支援の地域連携ネットワークが目指すものは、必要な人に必要な支援が行き届くような地域づくりです。ご本人やご家族に寄り添う後見的支援室等と連携しながら、制度の利用が必要な人を支援する仕組みを検討していきます。また、市民がつながりを深め、お互いの理解が進むよう、様々な機会をとらえて働きかけていきます。
114	横浜市社協の法人後見の在り方 全国最大の基礎自治体社協として、横浜市社協は平成12年度当初から法人後見を実施し、全国の社協の法人後見をリードしてきた功績は大きいものがあります。しかしながら、370万人の都市としてたった一つの社協型法人後見で良いのでしょうか。本来、市社協の役割は法人後見実施に直接関わるのではなく、この分野のグランド整備、環境整備に徹することではないのか。	③	横浜市社協では法人後見の実施にあたり、他に後見人等の引き受け手がいない方の受任を行っており、今後も引き続き受任を継続していきます。 社協以外に、NPO法人をはじめ幅広く、法人後見の担い手となる法人の育成、支援に向けた取組の充実を進めていきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
115	<p>72ページ 申立て支援に次の4点を加えてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ■身近な相談窓口の充実 ■法テラスとの連携の推進 ■区長申立の促進 ■横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開(理由) <p>資力の乏しい方の申立支援では、申立費用助成の整備は必要要件であって十分条件ではないからです。</p> <p>地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区役所、区社会福祉協議会では、制度利用の相談だけではなく家裁申立の支援も行ってください。</p> <p>総合法律支援法が改正され、法テラスでは平成30年1月24日から、高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方に対する援助として、「出張」による法律相談が始まっています。資力の乏しい方々の成年後見制度利用促進のためには、法テラスとの連携が不可欠です。</p> <p>70ページ、現状と課題 成年後見制度「◆制度利用の面からみると障害者の利用が進んでいない状況です。」とあります。その理由は何でしょうか。</p> <p>市町村長の審判請求については、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「その福祉を図るため特に必要があると認めるときは審判の請求をすることができる」とされています。翻って、区役所の状況をみると、認知症高齢者の区長申立はそれなりに進みます。しかしながら、障害者取り分け知的障害者については、なかなか進まないのが実情です。中には、相談しても3年も4年も放置されている例も見受けられます。実態を検証し、その福祉を図るために必要がある事例が放置(不作為)されることなどないように改善をしてください。</p> <p>横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開も求めます。一般的に市民との情報共有、透明化を図ることは言うまでもないことです。然るに横浜市は成年後見制度利用支援事業に関わる情報は、「報酬助成を申請する方へ」と題するチラシだけです。お隣の川崎市を見てもホームページで情報を提供しています。今後、成年後見制度利用支援事業の在り方の議論も必要かもしれませんが、まずは要綱の公開を求めます。</p>	③	<p>いただいたご意見も含め、制度の利用が必要な人を適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりについて、横浜市の現在の推進状況等を踏まえ、関係者、関係団体、専門職団体等とも実態を把握しながら検討し、今後の権利擁護支援の充実と成年後見制度の利用促進に結びつけていけるように必要な方策の検討を進めていきます。</p>
116	<p>72ページ権利擁護に関する取組に次の2点を加えてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ■苦情対応制度化の検討 ■第三者評価導入の検討(理由) <p>成年後見制度利用促進の庶務は、平成30年4月内閣府から厚生労働省に移管されています。成年後見については、厚生労働省所管の介護保険や福祉サービスと違って利用者の苦情対応の制度が整っていないこと。後見業務の質の向上のため第三者評価が有効なこと。</p>	③	<p>いただいたご意見も含め、必要な方策について、関係者、関係団体、専門職団体とも実態を把握しながら検討を進めていきます。</p>
117	<p>地域連携ネットワークの構築</p> <p>72ページの中核機関・ネットワークの構築では横浜型と表現されていますが、横浜型とは何ですか。私たちは、地域とは、市域でもなく、区域でもなく、文字通り地域であるべきと考えます。地域連携ネットワークとは事例検討会程度の区サポートネットなどではなく、個別事例支援に真に役立つネットワークでなければなりません。区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員などと地域で連携し支援を進めるべきものと考えます。</p>	③	<p>地域包括支援センターや基幹相談支援センターなど、広報・啓発も含めて取り組んでいる相談機関もあるといった現状を踏まえ、広域で人口規模の大きさを生かした取組と身近な地域で相談支援が行えるような体制整備の両面から権利擁護の推進に取り組んでいきます。現在行われている成年後見サポートネットについては、各関係機関や団体とさらに連携を強化し、必要な方に支援が届く地域づくりに取り組み、横浜市にふさわしい推進の在り方について検討を進めていきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
118	<p>成年後見の手続きは煩雑で、簡素化してほしい。また、基幹相談支援センターについては、成年後見制度の相談対応を行うこととなり、必要性のある人を紹介したりすることもあるが、実際機能しているかという厳しい見立てとなる。それよりもあんしんセンターや地域包括支援センターのほうが迅速に対応してくれそうなイメージがある。障害団体としては基幹相談支援センターに期待したいところだが、求められる役割に応えできていない。</p>	③	<p>成年後見制度の申し立てを行う上で、手続きが煩雑であることが課題のひとつであると認識しています。</p> <p>また、市民にとっては地域包括支援センターが対応してくれるという情報が伝わっていなかったり、相談窓口というだけで敷居が高いと感じることもあると考えます。そうした現状も踏まえて、成年後見制度の利用促進に向けた取組の検討を進めていきます。</p>
119	<p>中核機関の機能に、地域連携ネットワークを実効的に推進するための企画調整機能を持たせることを提案します。(例:シンポジウムの開催)</p> <p>理由 横浜市のような大都市において、地域連携ネットワークが機能するためには、区域(あるいは市内をいくつかのブロックとして)レベルでの活動がメインになると考えられます。</p> <p>その地域の課題や市民の関心等に配慮した活動を展開するためには、関係機関・行政・社協・専門職団体等の相互に顔の見える関係と共に地域の課題の共有が重要と思われる。</p> <p>ネットワーク参加団体の他に、広く他分野の会議体との情報共有も必要であり、一般市民のみならず他分野の団体等も参加できる「シンポジウム(あるいは「集い」)」を定期的で開催し、情報の共有化と共にニーズ調査等を踏まえた課題の掘りおこしにより、一般市民のみなさんに関心を持っていただくことが、広報としても重要だと思えます。紙媒体の広報以上に重要であり効果的であると思えますので提案します。</p>	③	<p>中核機関の機能も含め、制度の利用が必要な人を適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりについて、横浜市の現在の推進状況等を踏まえ、関係者、関係団体、専門職団体等と検討していきます。</p> <p>情報共有の方法については、ご意見を参考にしながら、市民の皆様にも広く関心を持っていただけるような工夫を行い、検討を進めていきます。</p>
120	<p>74ページ 後見人の養成・支援に次の1点を加えてください ■区社協での法人後見実施 (理由)</p> <p>このことについては、平成23年3月26日の市会本会議(地震のため開催できず書面質疑)で鶴見区選出の議員により質問があります。市長による回答も行われています。その後、社協の長期計画の中で平成30年度実施とされてきました。丁度その平成30年度を迎えています。計画通り実現すべきではないのか。</p> <p>なお、地域での成年後見制度利用のニーズは高まっています。利用者が法人後見実施団体を選ぶことが出来るくらいの環境整備が必要です。今後は、財政基盤の安定した社協型の法人後見も柔軟な対応のできるNPO型の法人後見も必要です。</p>	③	<p>今後、法人後見の担い手を増やしていくことは重要であると認識しており、NPO法人をはじめ幅広く、法人後見の担い手となる法人の育成、支援に向けた取組の充実を進めていきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
121	<p>74ページ コラム法人後見支援事業について このことについては、平成28年2月24日の市会本会議で、緑区選出の議員が質問しています。国では平成25年度より成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業に位置付けています。</p> <p>支援事業としては、 ①法人後見実施のための研修 ②法人後見の活動と安定的に実施するための組織体制の構築 ③法人後見の適切な活動のための支援 ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業 等々が掲げられています。</p> <p>横浜市でも、その趣旨通りに実施すべきです。</p>	③	<p>法人後見支援事業を進めていくにあたり、よこはま法人後見連絡会等の中でいただいたご意見を踏まえながら検討していきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
122	<p>74ページ 法人後見取組検討会について 横浜市は、特定の団体・会員の法人後見実施団体ではなく、高齢も障害も、在宅も入院・入所にも対応できる法人後見実施団体を養成・育成すべきです。</p>	③	<p>必要な人に支援が届くよう、幅広い法人後見の担い手を増やしていくことは重要であると認識しており、法人後見実施団体の養成、育成について、関係機関と連携しながら検討を進めていきます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
123	<p>横浜市高齢・障害支援課について 成年後見制度利用ニーズの増大に備え、申立て時の後見人選任の窓口を広げるべく、 (1)市民後見人 (2)法人後見 の更なる活用ができる仕組みを構築されるよう提案する。</p>	③	<p>市民からの相談に対し、必要な方が成年後見制度の利用につながるよう支援を行い、制度の利用者がメリットを実感できるような運用について、家庭裁判所と連携しながら関係機関、団体等と検討を進めていきます。いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。</p>
124	<p>親族後見人への支援体制について 親族後見人への支援体制として「相談機関」に行政書士を活用することを提案します。</p> <p>理由 行政書士による社会貢献として本団体は、その前身時代を含め、成年後見制度発足時(2000年)から成年後見人候補者の推薦、研鑽、市民公開講座等を通じた成年後見制度の広報、無料相談会等を市内各地域で展開してきており、地域に密着した存在でもあります。第三者後見人(個人受任)の候補者の供給母体として、豊富な受任実績を持っており、親族後見人とは受任者として、同じ課題に対応できる資質を持つ経験豊富な会員を擁しています。市民に一番身近な専門職として貢献できるものと思いますので提案します。</p>	③	<p>支援が必要な方を早期に発見し、制度の利用等につなげるためには、各相談窓口の充実が重要であると考えます。すでに関係機関や専門職団体が実施している取組を生かし、さらに連携を強化することで、ご本人と後見人をチームで支援する仕組みを構築していきます。</p>
125	<p>横浜市市民後見人制度の保険は、被後見人に対する個人賠償責任保険のみで、養成期間を含めて、バンク登録者、活動中の市民後見人に対する傷害補償の保険は一切ない。(強制的に参加が義務づけられているため、社協のボランティア活動保険等の適用外である。又、横浜市市民後見人の活動形態は個人受任であるため、労働者災害補償保険(労災)等は適用されない。)このため、受傷のリスクは市民後見人個人がすべてを負う形になっている。</p>	③	<p>市民後見人の担い手を確保していくうえで、市民後見人が安心して活動できる環境を整えることは重要であると認識しています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
126	<p>発表されているP75の市民後見人養成・活動支援事業の表を見ると、修了者数は第1期44名、第2期39名、第3期12名と尻すぼみである。これで今後急増すると思われる後見人のニーズに対応できるのか。大幅な修了者数の減少はこの事業自体が横浜市民の意識から遊離したものを物語っているのではないだろうか。今後の見通し、バンク登録者1人当たりの養成、維持にかかるコストがどの程度か、納税者としては開示していただきたい。</p> <p>以上のことから、現行の市民後見人養成・活動支援事業は、制度的欠陥があると考え。ゼロベースで見直し「横浜市民が安心、安全に後見活動に参加できる」形にしていきたい。</p>	③	<p>成年後見支援制度の利用促進を進めていくうえで、地域で権利擁護の担い手となる市民後見人の育成、活動支援は重要な課題であると認識しており、柱2-3-2「成年後見人等への支援の推進」に記載した取組を進めていきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
127	<p>(1)「柱2-4-1」に関する提案 フレイルチェック普及を地域福祉保健活動推進の1つの軸に位置づける 6月25日鶴見区介護予防普及講演会がフレイル予防テーマに開催され満席の600名もの市民参加で大成功しました。講演を聞きフレイル対策の重要性・地域福祉への有効性について、私なりに以下の5点を学びました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フレイル予防の3大対策に1つに、「社会的参加」が取上げられている点に注目します。 2. 講演のテーマ「なぜ老いる？ ならば上手に老いるには」は、高齢者と中高年の方にとって最も切実で関心の高いテーマです。 3. フレイル対策は、市民の「フレイルサポーター」養成により、“市民による、市民のための”しかも、経年的活動として取り組まれます。これは、“地域保健”と“地域福祉”をつなぐ重要な取り組みになる可能性を秘めていると考えます。 4. 新しい健康づくりと地域福祉に関心ある方には、フレイルサポーター制は魅力あるものです。従来にない新しいリーダーの誕生、とりわけ男性リーダーの誕生も期待されます。 5. 以上のことから、フレイル予防の取り組みが発展すれば多くの市民の健康寿命を伸ばすことにつながり、介護予防、認知症予防の切り札になることが期待されます。 <p>横浜市の計画では、既に第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画計画でフレイル予防が位置づけられました。</p> <p>・今回の第4期地域福祉保健計画でも「柱2-4-1」の中に明記し位置づけることを提案します。 今年3月の「健康横浜21」中間評価では、「フレイルに加えて、オーラルフレイルなどの新たな考え方を普及」と「19年実施」が明記されました。</p> <p>・来年へ向け、地域福祉保健計画推進委員会でも並行した論議をし、より充実した「横浜らしいフレイル予防実施計画」ができることを望みます。 (県内では8市が実施。茅ヶ崎市の取り組みが先行しているように感じます)</p>	③	<p>元気な高齢者等がフレイル状態にならないよう予防するうえで、社会参加への意識づけは大変重要であると認識しています。フレイル予防をはじめ、地域活動への参加による地域の中での仲間づくりやつながりづくりを通じた健康づくりの推進に向けて取組を進めていきます。</p>
128	<p>概要版表紙面の計画のポイント5つの丸の真ん中「包括的な支援体制おける早期発見、支える仕組みづくり」の目的語は誰か、何を早期発見して何を支える仕組みなのか。 例えば、徘徊の方を発見する小さいことではなく地域の課題という意味か。 例えば、「支える仕組みづくり」も認知症の家族を支える小さい意味ではなく大きな意味か。</p>	④	<p>日々の生活の中で、社会的孤立や生活困窮等、従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、「支え手」と「受け手」が固定されずに、地域住民がお互いに支えあいながら自立していくことを支える仕組みづくりを検討します。</p>
129	<p>隣近所の老人達で、介助や介護協力が出来れば、介護保険料を使わず済むのではないか。</p>	④	<p>住民主体で行う、高齢者を対象とした介護予防、生活支援の取組については、地域包括ケアシステムに向けた取組と連携しながら進めていきます。</p>
130	<p>第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって気になることがあります。 横浜市が目指していきたいことをたくさんあり素晴らしいと思いました。しかし、目指していきたい、この計画をすただけ書いてあり、いいことしか書いていないと思いました。私はそれをする事によるリスクやその対策も載せるべきではないかと思えます。高齢者の方のための老人ホームを作るというのを見ました。しかし、老人ホームに入るのは認知症の方などです。そのため、老人ホームに入るのを決めるのは高齢者ではなくその息子や娘ということになります。それでは高齢者に情報がいかないことが多く、決定権はその子供になることになります。それでは高齢者のためではなくその子供のためではないでしょうか？</p>	④	<p>施設入所等の手続きは親族の方が担うことも多いと思いますが、その前提としてご本人の意思が尊重されていることが大切であると考えています。法定後見に至る前の任意後見制度の周知や、エンディングノート、あんしんノートの活用等による自己決定支援に向けた取組を進めていきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
131	成年後見制度利用促進基本計画の中で「中核機関」との文言があるが、どのようなものか。	④	成年後見の利用促進に向けた取組の全体構想、進行管理、制度の広報・啓発、制度の申し立てから終了後の対応に至るまでの専門的支援や必要な判断を行う機関を考えています。
132	市民後見人の養成 第4期横浜市市民後見人養成課程説明会のチラシでは対象を、「第三者後見人等(他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む)として、他で受任していない方。また、今後も受任しない方。」と限定していますが、民間ではなく横浜市が養成しているからこそ限定すべきではないと考えますが如何ですか。	④	市民後見人の業務は、きめ細やかに丁寧な対応をしていくことが求められることから、横浜市では、市民後見人は1人1件の受任を基本としています。より多くの市民の方に成年後見制度の理解を促進し、新たな担い手として市民後見人となっていただけるよう取組を進めていきます。
133	インターネットをみると多くの市区町村は、市民後見に対する要綱、要領等の約束事を公開している。神奈川県下の政令指定都市・中核都市では、横浜市だけが非公開である。横浜市の情報公開制度による開示請求を行なって初めて原文を見ることができる。さらに知らないうちに変更が実施されている。市民後見人制度では市民に協力を求めるのに、なぜこれほど横浜市は閉鎖的なのか理由を知りたい。	④	横浜市の成年後見制度に関する要綱としては、横浜市成年後見制度利用支援事業要綱を制定しています。今後は、ホームページ等で誰でも閲覧できるようにするとともに、必要に応じて適切に改正を実施していきます。
134	概要版に、◆健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。とありますが、健康づくりのきっかけとはなんですか？運動施設や公園などという事ですか？	④	地域の中で介護予防・健康づくりに取り組む活動グループである「元気づくりステーション」が実施するウォーキングや認知症予防等の活動、保健活動推進員や食生活等改善推進員等による健康課題への取組などを通じて、地域での多世代交流事業や見守り事業につながるような取組のことで

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
135	地域子育て支援拠点事業における人材の循環について記載していただき、ありがとうございます。現在、各区の3歳児健診において実施した、拠点の人材育成機能を可視化するためのアンケートを集計しています。第4期計画の推進と合わせて、結果と考察を共有してもらいたいと思います。	②	ご意見をいただきありがとうございます。今後も、地域福祉保健の推進にご協力をお願いします。
136	以前、マンションのコミュニティづくりで小学校の校長先生と話をした時、その小学校の基本理念は「持続可能な社会を創っていく」というもので、子ども達に地域に出て課題を持って自分たちで解決する能力を身につける。その成功体験が社会に出た時に社会をよくしていくことにつながっていくというものだったが、この冊子には一切それは入っていないことにギャップを感じた。	②	子どもの頃から地域とつながり、様々な体験、経験を重ねていくことが大切であるという視点はとても重要であると考え、柱3-1-1「地域でつながる機会の拡大」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
137	第4期計画の特徴『人材の確保、育成』の幅広い市民一人一人に焦点を当て、地域の人材づくりをすることはとても大事なことだと思った。しかし、子供の頃から地域で育つ視点を大切にしたり取り組みが増えているなか、大学進学、就職で上京して横浜市に住んでいる人に対する取組が少ない。未来の横浜市の地域を作っていくのはこの層であり、『自助』『共助』を実現するためにもこの層を市に巻き込む取組が必要。例えば、住民票を移した際にその地域ごとのインフルエンサーと関係を持てるイベントを行うことによって、地域に溶け込める機会に繋がると思う。	②	地域には様々な立場や背景のある人が存在しており、幅広い市民参加の促進に向けて、それぞれに応じた方策、多様な選択肢の提供について、柱3-1-1「地域でつながる機会の拡大」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
138	・子どもの頃から地域と関わる取組について 子どもとその家庭を中心に、地域子育て支援拠点や子ども会、幼稚園、保育園、学校等がつながる事例は、各区、各地区で実践が進められていると思います。子どもが地域に関わることは、その保護者も地域に視点を持つことができる良い機会でもあります。地域福祉保健計画の区計画において、中間支援的な活動のできる「地域子育て支援拠点」が委員として参画できる体制を整えることが必要です。乳幼児の子育て支援に区域で中核的な機能を持つ拠点が、区計画に関わることは、分野横断的な取組を進めるにあたって必要不可欠と考えます。現在、18区の拠点全てが区計画に委員として参画しているわけではありません。各区においていろいろな経緯があると思いますが、改めて検討をお願いします。	②	子育て世代が地域とつながるための、地域子育て支援拠点等との連携による取組の推進等について、柱3-1-1「地域でつながる機会の拡大」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。区計画の策定・推進における体制づくりについては、今後の参考にさせていただきます。
139	①西区を中心に活動しているボランティア集団です。 ※和太鼓、バンド、民謡、ダンス、墨絵、折り紙、似顔絵、障害者向け朗読、幼児教育、料理教室等多彩なメンバーの集団。 ②ボランティア精神が旺盛で、16回続いています。年一度は「発表の場」として『街の名人達人まつり』を開催しています。 ③私たちのような集団を[推進の柱3]の計画にお役にたて下さい。 ※他区には無い自主独立のボランティア集団で運営資金(資金難ですが)も自前。	②	計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。今後も、地域福祉保健の推進にご協力をお願いします。
140	施設としてはお祭り(区民祭り)を通じて地域(自治組織)と交流がある。 施設のある地域では、園の芋ほりに畑を借りたり、地域のお囃子隊に来てもらったり、どんと焼きに参加したりと、イベントを通じた交流が中心で、日常的なつながりは少ない。 日常的なつながりを持っていない中で、助け合いにまで踏み出していくことは難しい。 例えば小学校の体育館を借りるのでも、地元自治会を通す必要があったりして、本当に丁寧にあいさつや調整を行っている。それでも「もう枠がない」と借りられないこともあった。 新住民、旧住民の意識に開きがある。自分の住まいは古い町で戸建が多い。隣組(助け合い)の意識やルールもまだ残っている。一方でニュータウンのような地域では少数の旧住民(自治組織の中心となっている)と多数の新住民(マンションも多い)との融合が生まれづらい状況。新旧の世代交代が進まないと交流は難しいのかもしれない。	②	地域のイベントへの参加に加え、日常的なつながりの構築ができるよう、様々な団体と地区連合町内会、地区社協等が互いにつながり、協働することの重要性やメリットの周知を行うとともに、活動団体のネットワークづくり、既存の取組事例の発信等について、柱1-2-1「地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の充実」、柱1-2-2「活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
141	3-2の取組「多様な主体の連携・協働による地域づくり」部分で社会福祉法人や企業、NPO等の記載があるが、障害者団体は入らないのか。	②	「障害者団体」という言葉は明記していませんが、企業、NPO法人、学校等の多様な主体に含まれており、地域づくりをともに進めていく団体のひとつであると認識しています。
142	地域の多様な社会資源が連携・協働を進めるには、お互いの強みと限界を知り合うことが第一歩です。区や区社協が主体となり、地域の福祉施設、活動団体、民間企業、学校等が顔の見える関係性を作れるような場を柔軟に構築できるように、基盤を整えておく必要があります。場の提供や確保、助成金等の活用、継続性のある支援体制など、新たな制度の構築も視野に、体制を強化してほしいと思います。	②	地域の課題に対し、多様な主体が地域でつながり、連携して解決への取組を進めていくことが重要であり、地域の状況や解決すべき課題に応じて、多様な主体がつながる場の設定、関係性の構築や連携した取組について、柱1-2-2「活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実、柱3-2-2「企業、NPO法人、学校等との連携強化」で記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
143	・活動団体の充実とネットワークづくりについて 様々な課題に対応すべく作られるネットワークには、地区連合町内会や地区社協、地域活動団体だけではなく「学校」も重要な社会資源の一つと考えます。日頃の地域活動において、学校との連携が難しいという声をよく耳にします。一方で、学校の先生、特に児童支援専任の先生は、複合化する児童と家庭の課題に対応すべく、社会福祉職と同じような活動をしている様子が伺えます。課題を学校と区役所が抱えるだけではなく、地域の住民や、支援施設、民間の活動団体等が強みを活かして連携することで、重層的にその児童と家庭を支えることができるようになるかもしれません。ネットワークづくりに学校を明記していただき、連携しやすい基盤を作っていただきたいと思います。	②	学校と連携した取組については、柱3-2-2「企業、NPO法人、学校等との連携」に記載しています。計画の推進に向けて着実に取組を進めていきます。
144	地元の小学校の「学校・地域コーディネーター」をやっているが、平成30年度から、「地域学校協働活動推進員」として「地域で子どもを育てる」活動に、新たな体制で取り組むことになった。 この素案では、p85の「コラム」とp94の「主な取組」に簡単に触れられているだけであるが、計画期間が平成31年度～35年度なので、教育委員会と連携して、もっと明確に計画に盛り込んでいただきたい。	③	地域と学校をつなぐ学校・地域コーディネーターの役割は重要であると考えています。横浜市の地域福祉保健計画は、福祉保健の主要な分野別計画を横断的につなぐ基本の仕組みとして、各分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、連動しながらそれぞれの対象者の地域生活の充実を図ることを目指す計画としており、関係部局と連携しながら取組を進めていきます。
145	地域力の強化が必要 ・地域の中にいつでも自由に利用できる場所を用意する。 ・場所(スペース)の提供は、空き家、空き室所有者に対し、税の優遇措置を適用して、無償で借用する。 ・管理は、地域のボランティアで行う。 ・誰もが、好きな時間にきて、空間を自由に活用できる。 ・知己ではない人に会うチャンス、お喋りできる。	③	空き家の有効活用等、地域の活動場所の確保を進めていくことは重要であると認識しています。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
146	特に、集合住宅に住む独居者は、他人に会う機会交流する機会が少ないのではないかと。 私は、自分のマンションの中で、「災害用備蓄食料を食べる会」「自分で作った料理を持ち寄る会」とか、くだらない理由をつけて、face to Faceの機会を作っています。協力者も増えました。	③	地域の中で住民同士がつながり交流する機会を拡大していくことは重要であると認識しています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
147	少子化、地域のつながりの希薄化の中で子育て中の養育者や子どもは、地域の中で増々孤立している状況にあります。柱3-1-1にも触れて頂いていますが、地位子育て支援拠点や親と子のつどいの広場、子育てサロンなど親子が集う場(居場所)の重要性、居場所と地域のネットワーク作りについて、社協やケアプラザと地域子育て支援拠点との共催の取組など、もう少し具体的に記載して頂けたらと切に願います。(子ども分野における計画のウエイトも少ないように思います。)	③	横浜市の地域福祉保健計画は、福祉保健の主要な分野別計画を横断的につなぐ基本の仕組みとして、各分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、連動しながらそれぞれの対象者の地域生活の充実を図ることを目指す計画としており、関係部局と連携しながら取組を進めていきます。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
148	<p>.90ページ 社会福祉法人の地域貢献の推進に次の一点を加えてください</p> <p>◆社会福祉法人は、地域における公益的な取り組みの一つとして低所得の高齢者・障害者に対して、自ら成年後見等を実施することも含めその普及に向けて実施することが期待されています。</p> <p>(理由)</p> <p>国の成年後見制度利用促進基本計画の中でも記述されています。しかしながら、社会福祉法人が関わる場合には、そのサービス利用者との利益相反が厳しく問われます。その問題を克服(別組織 監督人 特別代理人 組織の透明性など)し、障害理解、本人理解に長けている社会福祉法人が関わる途を切り拓くべきではないか。</p>	③	<p>社会福祉法人による法人後見を進めていくことは重要であると認識しています。ご意見のとおり、サービス利用者との利益相反等の課題も含めて、実現の可能性について今後検討を進めていきます。</p>
149	<p>「ためしてガッテン」で健康長寿の要因は、健康・食事・睡眠ではなく、誰かに喜んでもらうことをする、誰かとつながる方が長寿につながるというデータが出た。地域にいるたくさんの方達に喜んで誰かのために動ける場をやらされ感なく参加してもらおう仕掛けがいると感じた。NPOに「一緒に楽しい横浜を作って行こうよ」と誘って欲しい。</p>	③	<p>世代や立場を越えて、誰もが地域でつながる機会を拡大させることは重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
150	<p>社会福祉法改正により、社会福祉法人に様々な取組が求められている。知り合いの社会福祉法人関係者からは「実態として余剰金が発生することはあまりなく、例えば生活困窮者支援にまで財源がまわらない」といった声を聞いている。</p>	③	<p>余剰金の発生の有無にかかわらず、社会福祉法第24条第2項において、社会福祉法人が地域における公益的な取組を実施する責務が規定されており、取組の推進について柱3-2-1「社会福祉法人の地域貢献の推進」に記載しています。</p>
151	<p>現場で区や地区別の計画にも関わっている。施設として地域に何が出来るのかを考えて、例えば山坂が多い地域なので買い物支援や移動支援に関われないか検討しているところ。地区別の取組を通じて他機関と関係はあるが、具体的な連携までは難しいところ。</p>	③	<p>区によっては、施設間連携会議等の施設間の情報共有や連携による取組を進めるための会議等も実施されています。</p> <p>こうした場をきっかけとして日常的なコミュニケーションがとれるようになり、具体的なケース対応等を通じて少しずつ連携が進んでいくものと思われます。今後も地域福祉保健の推進にご協力をお願いいたします。</p>
152	<p>企業・NPO・学校との連携強化について、「連携強化に向けたコーディネート支援」のところで、市社協が主にやろうとしている、例えば「企業の社会貢献事例の集約と発信」は、実は、横浜市民活動センターでも同じようなことをやっており、これは、先日発行した冊子「アニマート」で3回ほど発行しているが、その「ジバース」という号で、企業の社会貢献の中で地域連携ができていたところを12ケース取り出している。(アニマート冊子 参考事例記載)</p> <p>市社協とも災害ボランティアや年に1回の情報交換会をして連携しているが、横浜市民活動支援センターと次の共同スペースとかぶってやってくるので、「NPOと地域、関係機関が連携した生活課題、地域課題、対応事例の集約、発信」や一番下の「モデル事業等の実施で社会的課題や地域課題解決に向けた住民と企業が連携した取組の新たな試行実施」は、丸かぶり、全く同じことを事業計画に書いており、全く同じことが支援センター事業として計画立てているので、なにか良いつながりを取りながらできたら良いと思っている。</p>	③	<p>横浜市民活動支援センターをはじめ、企業・NPO法人・学校等、地域の多様な主体と連携・協働して、具体的な取組について検討を進めていきます。</p>
153	<p>個人的には、さまざまなコラムが面白いと思い、興味深く読ませてもらいました。自分は施設の職員として働いていますが、地域の活動についてあまりにも知らなかったため、恥ずかしく思いました。専門性を地域のために提供できないかと思いました。</p> <p>フードドライブ等の食支援については、スマートフォンを使って、売れ残った店舗の食材を安価で必要な人が手に入れるというシステムがあるのをTVで見ました。</p> <p>横浜でもできないかと思いました。</p>	③	<p>施設職員としての専門性を発揮して地域の活動に関わっていただけますようお願いいたします。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

- ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(3) 第2章 推進のための取組(推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
154	<p>「柱3-3」に関する提案 地域福祉保健計画推進「モニター制度」を創設する</p> <p>モニター制度の目的と意義を次のように考え提案します。 ①「住民主体の地域福祉保健活動」推進するため、各区の取組みを反映させる手段の1つとして、 ②「370万人大都市に対応する公聴の仕組み」として取入れ計画を推進する。 ③「モニター応募数とその内容」は、計画へ市民意識反映として評価基準の1つになる。</p>	③	<p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
155	<p>ボランティアの方々には交通費くらい市で出してもらえると、もっと活動して下さる人が増えると思う。</p>	③	<p>柱3-3-1「新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供」の中で、資金等に関する情報や活動運営の手法について、活動者となる地域住民に分かりやすく提供するための取組を進めていきます。また、ニーズに合わせた助成制度の見直し等、活用しやすい支援策についても検討を進めていきます。</p>
156	<p>学校とありますが、学校は非常に忙しいのでこれ以上使わないようにしていただいた方がよいのではないのでしょうか</p>	④	<p>文部科学省によると、地域と学校がパートナーとして様々な活動の中で連携・協働する「地域学校協働活動」を推進することとされていることから、地域福祉保健の推進における学校の役割は今後ますます重要になると認識しており、柱3-2-2「企業、NPO法人、学校等との連携強化」の中で取組を推進していきます。</p>
157	<p>超高齢社会を迎えて、身近な地域での居場所や交流の機会を広げる大切さが強調されていますが、その重要拠点である「地区センター」の数が少ない上に、さまざまな課題をかかえているのが現状です。 駅に近い利便性と、近隣住民の急速な増加で、利用者が急増しています。 築約30年、 ○娯楽コーナーの拡大・改善。 ○腰痛等、年配者にも配慮した、(現在は低い)、机。椅子の設置。 よろしく、お願いします。</p>	④	<p>ご意見として承ります。</p>
158	<p>最近、食事サービスもコミュニティではじめた。子どものために食事を作ることは、重要なことだが、皆で一緒に作るとか皆で一緒に食べる活動が食を通したコミュニティづくりである。 「皆さん、コミュニティを立ち上げるので協力してくれる人いませんか」と言ってもなかなか集まらないが、食事サロンに参加された方に、「今はイベント的にやっているが、今後、継続的にやるには、皆さんから「次は何を作ろう」等、アイデアを出してもらいたい」と話をしたら、最後のアンケートで「仕事があるからフルには関われないが、できる範囲で関わってほしい」とコメントをいただいた。枠組みありきではなく、ちょっとしたきっかけでそこに入ること、その人が芽生えることがあると身にしみて感じた。地福冊子の中にも「先ずは係わる」と書いてあったがコミュニティの実現や福祉はそのようなものが広がってできるものだと感じた。</p>	④	<p>ご意見のとおり、一人ひとりが自分のできることをできる範囲で役割をもって地域活動に関わっていくことが重要だと認識しています。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
159	<p>SDGsの講習をやった時、SDGsはどちらかというと「国連が定めた国際的な課題を」という感覚があるが、実は地域課題を分析するツールに使える。それぞれの項目が17のゴールのどれに当てはまるのかアイコンをつけて整理すると、ビジュアル的に誰にでもわかりやすくなるので、そのような観点があっても今時なのではと感じた。</p>	④	<p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
160	<p>まち普請事業も福祉の観点でいろいろなところで生み出していけば横浜の街もよくなるだろう。それがやりやすい方向に向かえば良い。</p>	④	<p>いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただきますもの ④ その他(質問・感想等)

(4) その他(パブリックコメントの実施方法等に関する事)

No.	ご意見	対応分類	対応の考え方
161	地域包括ケアシステムの中に当該施設(中途障害者地域活動支援センター)がどのように位置づけられるのか。考えていただけるとうれしい。	③	地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取組については、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をご参照ください。
162	市社協 24時間介助を必要とする脳性マヒ者です。外出において、既存のガイドヘルパー制度で制限のかかっている部分に力を入れると共に、団体活動に対しても助力をお願いします。	③	いただいたご意見については、地域で暮らしていく中でのニーズとして受けとめます。移動困難者の課題については、移動情報センターで蓄積されている情報等を集約、分析し、対応を検討します。
163	区社協 24時間介助を必要とする脳性マヒ者です。家庭内で既存のホームヘルパー制度でカバーできない大掃除・庭木の剪定・草むしり等にボランティア・シルバー人材の育成に力を入れて欲しい。	③	いただいたご意見については、地域で暮らしていく中でのニーズとして受けとめます。住民による助けあい活動やボランティア活動が可能な範囲で生活支援ニーズに対応できるよう、人材育成、活動の充実に取り組みます。
164	介護保険料が当初に比べて数倍に跳ね上がっており、年金生活者を圧迫しています。解っておりますか。これ以上介護保険料をupすると自殺が急増しますそれでもかまわないのですか？皆さんおとなしいを利用してどんどん上げておりますネ。	④	ご意見として承ります。
165	素案の概要版等はどこで入手できるのか教えてほしい。	④	素案及び概要版については、ホームページに掲載したほか、区役所広報相談係、地域ケアプラザ等で配布しました。
166	概要版は区のヘルスメイト全員に配られるのか。	④	素案及び概要版については、ホームページに掲載したほか、区役所広報相談係、地域ケアプラザ等で配布しました。
167	横浜は観光資源がたくさんありますから、カジノ(IR)への参入不要です。カジノ参入を検討する予算があるならば、横浜の観光資源を調査する予算へまわし、将来は観光で発展する横浜とする基礎投資として欲しいです。全国、世界から人が観光で集まる街を目指すべきです。勿論、観光からの税収増加も期待しています。	④	ご意見として承ります。
168	未来への投資として、中学校給食実施を検討して欲しい。ご飯が食べられない子供の貧困の問題もあり、お昼くらいは満足に食べさせてあげたいと思います。将来の横浜を支えるのは子供たちです。人口減少社会ですから、カジノよりも発展性がある分野への予算配分が必要です。	④	ご意見として承ります。
169	一般の子ども達と特別支援学校の子ども達を比べると医療に係る子ども達が多いというところでは、障害のある方にとっては少し違う感じの計画案を見受けることもあるが、できたら医療の内容も入り、医療的ケアが必要な子ども達が地域でもすぐに病院に行けるような体制ができてくれると誰もが住みやすい街になる。それも含めながら誰もが住みやすい横浜につながると計画になると良いと思っている。	④	ご意見として承ります。
170	自身が住んでいる地域の防災拠点を増やしてほしいと存じます。拠点が無理な場合でも少なくとも一時避難場所として校庭を使わせていただきたいと思います。	④	ご意見として承ります。
171	町の防災組織へ、市・区からトランシーバーを。無線機(トランシーバー)を町として数台備えておく必要があります。共助補助金は知っておりますが、それを使う場合でもかなりの負担があります。	④	ご意見として承ります。
172	市計画を区計にし、地区自治会に指し(現場活動)にする事、担当者は仕事を明確にする事です。	④	ご意見として承ります。

【対応分類】

① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの ② ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの ④ その他(質問・感想等)